

船橋市生活困窮者支援会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、船橋市生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市関係各課
- (2) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」
- (3) その他市長が必要があると認める者

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(支援会議の開催)

第5条 支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。

- 2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。